

消費生活課入札参加者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費生活課が行う建設工事の請負、設計、調査、測量及び施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）のうち埼玉県財務規則（以下「規則」という。）第102条の2に定める額を超えるもの（規則第15条により定められた支出負担行為決裁区分により、副部長以上の決裁を要するものを除く。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等及び業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、消費生活課に消費生活課入札参加者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等及び業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
 - (2) 建設工事等及び業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
 - (3) 建設工事等及び業務委託等の随意契約の見積書徴収に関すること。
 - (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項
- 2 前項各号の審議に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 契約履行の確実性・信用性
 - (2) 技術等の適性
 - (3) その他契約履行に必要な条件
- 3 第1項の規定に関わらず、県民生活部入札参加者等選定委員会要綱に基づき、同委員会が審議を行う場合は委員会での審議を要しない。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の日程が確保できない場合及び委員長が認める場合は、委員全員の回議により審議することができる。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 建設工事等及び業務委託等に係る第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事等及び業務委託等を所管する担当者（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要

資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料又は指名業者に関する資料（内申書）
 - (2) 一般競争入札の公告文(案)
 - (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
 - (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
 - (5) その他必要な資料
- 2 指名競争入札の指名業者の内申数は、原則として5者以上とする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（決定）

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

（秘密の保持）

第9条 委員会の議事は非公開とし、委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（議事録等）

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、消費生活課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条に規定する資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条に規定する資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、消費生活課総務・企画調整担当が所掌する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

2 消費生活課契約業者等選定委員会要綱は、平成26年3月3日をもって廃止する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

	委員の職名
委員長	消費生活課長
副委員長	主幹（総務を所掌する主幹）
委員	主幹

上記のほか、各審査事項において委員長が必要と認めた者を委員とすることができる。